平成２２年（フ）第３０５号
佐賀県小城市小城町畑田2592番地１
債務者　円城寺由美
１　決定年月日時　平成22年９月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０７号
佐賀市本庄町大字末次449番地
債務者　矢野　友紀
１　決定年月日時　平成22年９月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２８号
佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島102番地
債務者　納富美佐子
１　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２９号
佐賀県鳥栖市藤木町2071番地４　藤木コーポ405
債務者　久保山竜二
１　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３７号
佐賀県佐賀市三瀬村三瀬2936番地１
債務者　納富美由紀
１　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４６号
佐賀県多久市多久町6794番地15
債務者　橋本　美加
１　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１号
北海道小樽市桜３丁目19番45号、前住所札幌市東区北34条東15丁目１番１―501号
債務者　小城　一公
１　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１２１３号
仙台市宮城野区東仙台１丁目６番15号　サンシティ205
債務者　佐藤　玲子
１　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２２７号
仙台市若林区若林１丁目１番37号
債務者　菅野　政好
１　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２２８号
仙台市若林区若林１丁目１番37号
債務者　菅野　美子
１　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２９９号
宮城県岩沼市相の原２丁目６番633号
債務者　本宮茂里夫
１　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３００号
宮城県岩沼市相の原２丁目６番633号
債務者　本宮ヨウ子
１　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３４２号
仙台市青葉区赤坂３丁目15番地の10
債務者　安積清一郎
１　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３４４号
仙台市泉区七北田字白水沢71番地の３　シティハイツヨイチ204
債務者　伊藤　尚子（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５１号
宮城県気仙沼市新浜町１丁目７番11号
債務者　尾形　清人
１　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第５２号
宮城県本吉郡南三陸町志津川字廻館207番地５
債務者　横山　由美
１　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第５１９号
茨城県ひたちなか市勝田本町17番25号　高野マンション302号
債務者　相川　英嗣
１　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
水戸地方裁判所